

改正

平成21年9月30日条例第24号

平成26年12月17日条例第39号

平成29年12月21日条例第33号

三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例

(設置)

第1条 三次市立中学校生徒のうち、通学困難な者及び教育上特に必要と認める者を宿泊させ、教育の充実及び徹底を図るため、三次市立中学校寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 寄宿舎の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
三次市立甲奴中学校寄宿舎	三次市甲奴町梶田38番地

(管理運営)

第3条 寄宿舎の管理運営は、教育委員会が行う。

2 教育委員会は、管理運営に関する事務の一部を各所属学校長に委任することができる。

(経費)

第4条 寄宿舎の管理運営費及び生徒居住費は、市費負担とする。

(職員)

第5条 教育委員会は、寄宿舎に舎監、寄宿舎指導員、調理員をそれぞれ若干名置き、栄養士その他必要な職員を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の君田村立君田中学校寄宿舎設置に関する条例（昭和44年君田村条例第3号）又は作木村立作木中学校寄宿舎に関する条例（昭和39年作木村条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成22年規則第15号で平成22年4月1日から施行）

附 則（平成26年12月17日条例第39号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条、第9条、第19条から第23条まで、第26条、第28条、第33条、第35条、第40条、第45条、第47条、第57条、第66条、第88条及び第101条の規定 公布の日

（2）第83条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（平成27年規則第15号で平成27年4月1日から施行）

（経過措置）

第2条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例、三次市文化センター設置及び管理条例、三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例、三次市三良坂平和美術館設置及び管理条例、三次市広島ふるさと村設置及び管理条例、三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例、三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例、三次市地域活動拠点施設設置及び管理条例、三次市体験交流施設設置及び管理条例、三次市山村開発センター設置及び管理条例、三次市カーター通り駅設置及び管理条例、三次市リバティホール設置及び管理条例、三次市地域集会所設置及び管理条例、三次市ふれあいプラザ横谷会館設置及び管理条例、三次市岡田ふれあいセンター設置及び管理条例、三次市行政財産の使用料に関する条例、三次市中村憲吉記念文芸館設置及び管理条例、三次市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、三次市立学校設置条例、三次市立学校施設利用条例、三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例、三次市立図書館設置及び管理条例、三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例、三次市立化石博物館設置及び管理条例、三次市文化財保護条例、三次市総合福祉センター設置及び管理条例、

三次市老人デイサービスセンター設置及び管理条例, 三次市老人福祉センター設置及び管理条例, 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例, 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例, 三次市高齢者共同生活支援施設設置及び管理条例, 三次市老人集会施設設置及び管理条例, 三次市あんしんリビング設置及び管理条例, 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例, 三次市福祉保健センター設置及び管理条例, 三次市診療所設置及び管理条例, 三次市リサイクルセンター設置及び管理条例, 三次市墓地設置及び管理条例, 三次市斎場設置及び管理条例, 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例, 三次市生産物等直売所設置及び管理条例, 三次市特産物加工施設設置及び管理条例, 三次市体験農園長沢の里設置及び管理条例, 三次市集出荷貯蔵施設等設置及び管理条例, 三次市ふるさと活性化センター設置及び管理条例, 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例, 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例, 三次市農林業集会施設設置及び管理条例, 三次市共同利用施設設置及び管理条例, 三次市自然資源, 地域農産物等活用型交流促進施設設置及び管理条例, 三次市きのこ館設置及び管理条例, 三次市道の駅設置及び管理条例, 三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例, 三次市とみしの里設置及び管理条例, 三次市みらさか竹工房設置及び管理条例, 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例, 三次市自然休養施設設置及び管理条例, 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例, 三次市堆肥センター設置及び管理条例, 三次市林業総合センター設置及び管理条例, 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例, 三次市いこいの森設置及び管理条例, 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例, 三次市養殖センター設置及び管理条例, 三次市養漁センター設置及び管理条例, 三次市水産物加工処理施設設置及び管理条例, 三次市いにしへの里設置及び管理条例, 三次市物産館みわ375設置及び管理条例, 三次市共同福祉施設設置及び管理条例, 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例, 三次市川魚の里公園設置及び管理条例, 三次市都市公園設置及び管理条例, 三次市駐車場設置及び管理条例, 三次市駐輪場設置及び管理条例, 三次市農業総合管理センター設置及び管理条例, 三次市布野農林水産物直売施設設置及び管理条例, 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例, 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例, 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例, 三次市はらみちを美術館設置及び管理条例, 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例, 三次市高齢者冬期限定宿泊施設設置及び管理条例, 三次市三良坂民俗資料館設置及び管理条例, 三次市小規模多機能施設設置及び管理条例, 三次市健康づくりセンター設置及び管理条例, 三次市職業訓練センター設置及び管理条例, 三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例, 三次市交通観光センター設置及び管理条例又は三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（以下「三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等」という。）の

規定によりなされた処分，手続その他の行為は，改正後の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年12月21日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。（後略）